

新津民商ホームページ http://sky.geocities.jp/niitsu_minsyo/

「取り戻そう立憲主義！」新潟で講演

「九条は理想論だというけれども、実現出来ない憲法の条文は他にもあります。現実に沿っていないからと変えてしまうよりも、現実を理想に近づけられるように行動していきましょう」と訴えました。



「人が間違える者である以上、二度と間違わないように名文化し、誤りに歯止めをかけているのが憲法。法律は国民の権利行使を縛るものだが憲法は国の権力行使を縛るもの。」と改めて憲法のもつ意味を説明。

4月10日新潟県民会館で、「立憲主義と憲法9条を守る新潟県民の集い」が開かれました。
日弁連・憲法問題対策本部副部長、伊藤真弁護士らの講演では、3月29日に施行された安全保障関連法をめぐり、「憲法が危機的な状況にある今こそ、民主主義と立憲主義について考えて欲しい。」と憲法制定の経緯と、国が第一だった明治憲法から一人ひとりを大切にする日本国憲法に転換した価値を強調しました。

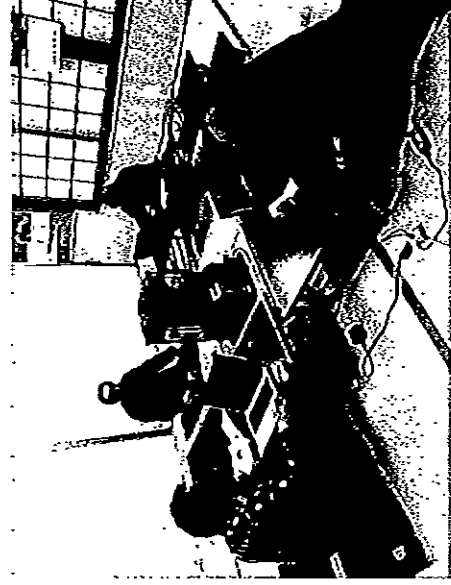
2013年(平成25年)の6月から行われている、ほぼ毎月恒例の川東支部のパソコン記帳教室が3月30日、大蔵集落センターで開催されました。

この日の参加は川東支部所属の目黒会長を含め4名。パソコンを開き、領収書やレシートを確認しながら「弥生会計」に入力していきます。

3年前には『SとA』、『S』はえーとどこだっけ。」と進めていた文字入力も、今では慣れた手つきで素早く打ち込み、「民商の新年会費はどの科目?」「自主計算

ノート」の科目を見ると実際じゃないかと参加者同士での教え合いも増えました。定期的に参加している5名の参加者は26年・27年の確定申告をパソコンの数字を基に行いました。

28年の申告へ向け、新しい参加者も募り、今後も記帳会を続けていきます。新津民商では川東支部の他、村松支部でもパソコン記帳教室を開いています。問い合わせは役員・事務局へ。



川東支部パソコン記帳教室

新津民主商工会
新潟市秋葉区岡田九四
TEL (0250) 331-353
FAX (0250) 331-5544

2016年
4月18日号

民商ニュース

納税証明書はマイナンバーが無くても発行

建設業許可の変更届出のため、事業税の納税証明書を県税事務所に取りに行ったSさんは窓口で「あなたのマイナンバーを申請書に記載して下さい。」と言われて、日を改めて通知カードを持参して、納税証明書を受け取りました。
Kさんも窓口で「マイナンバーを提示して下さい。」と言われましたが、「私はマイナンバー制度に反対している。番号の提示はしません。」とキツパリ主張すると職員は納税証明書を発行しました。税務署でも納税証明書の申請にマイナンバー未記載でも「不利益な扱いはしない」と民商に回答しています。

第87回下越地区メーデー

5月1日(日)10:00
新津本町中央公園(二番館跡地)

集会后デモ行進

夜の相談会

4月21日(木) 夜7時~8時
5月19日(木) 夜7時~8時

場所 新津民商事務所

今週の商工新聞

5ページ「北から南から」に
新津民商の記事が掲載されています。